

麻生内閣の防衛政策をめぐる国会論議

～ 北朝鮮、米軍再編、補給支援問題を中心に ～

外交防衛委員会調査室 おかどめ やすふみ ささもと ひろし かわと ななえ
岡留 康文・笹本 浩・川戸 七絵

福田内閣総理大臣の退陣を受けて、昨年9月24日に就任した麻生内閣総理大臣は、就任後初の所信表明演説において、外交の原則として、日米同盟の強化を第一に挙げたほか、インド洋における補給支援活動の継続を表明した¹。

また、本年1月の施政方針演説では、上記に加えて、在日米軍再編の着実な推進のほか、ソマリア周辺における海賊対策のための法整備の検討についても言及した²。しかし、一昨年の参議院選挙以来の「ねじれ国会」の中、厳しい対応が迫られた。

本稿では、麻生内閣における防衛論議のうち、北朝鮮によるミサイル発射等への対応、防衛省改革、在日米軍再編問題、インド洋におけるテロ対策について紹介したい³。

1. 北朝鮮によるミサイル発射・核実験への対応

北朝鮮をめぐる諸問題についての進展がみられない中、2009年2月以降、北朝鮮の弾道ミサイル発射の可能性が度々報道されていた。3月12日に至り、北朝鮮が「人工衛星発射」を国際海事機関等に事前通報したのを受け、3月27日、我が国は、自衛隊法第82条の2に基づく弾道ミサイル等破壊措置（以下「破壊措置」という。）命令を初めて発令した。4月5日にミサイルが発射され、その後、5月25日には2回目の地下核実験が実施されたこともあり、北朝鮮をめぐる議論が活発に行われた⁴。

（1）初の弾道ミサイル等に対する破壊措置の発令

弾道ミサイル発射実験の可能性が高まり、初めて破壊措置が発令される見込みとなった3月には、どのような発令形態になるかが焦点となった。自衛隊法第82条の2には、弾道ミサイル等が我が国に「飛来するおそれがあると認められる場合」の対処（同条第1項）及び弾道ミサイル等が我が国に「飛来するおそれがあるとまでは認められない場合」の対処（同条第3項）が定められている。北朝鮮が予告した弾道ミサイル（人工衛星）の飛行コースに我が国上空が含まれていることから第1項による対処ではないかと質された浜田防衛大臣は、一つの判断要素との認識を示しつつも、政府としてもう少し情報収集をしてから防衛省なりの判断をしたいと慎重な姿勢を示した⁵。結果的に防衛大臣は、3月27日、安全保障会議の審議を経て、同条第3項の破壊措置命令を発令した。この理由について政府は、今回の北朝鮮による弾道ミサイル計画に関連する活動により我が国領域内に落下するケースは通常起こらないものの、事故等により落下する場合に備え必要な態勢をとったと説明している⁶。

また、破壊措置を命令した場合にはこれを公表するべきではないかとの指摘もなされた。

これに対し浜田防衛大臣は、第1項の命令は、防衛大臣が発令する際の総理大臣の承認について閣議決定がなされるため、当該命令の発令は公表されることとなるが、第3項の命令は事前に総理大臣の承認を得た緊急対処要領に従って防衛大臣が発令することになっており、公表した場合には我が方が態勢をとった事実等が明らかになることから、公表は考えていないと従来の答弁を繰り返した⁷。しかし、3月27日の破壊措置命令の発令に際して、内閣官房長官及び防衛大臣は、記者会見において同措置を発令したことを公表した。これについて政府は、事前に北朝鮮が打ち上げの予定期間や危険区域を公表しており、第3項に基づく破壊措置の命令の概要を公表したとしても特段の支障が生じるものではないこと等を考慮した上で、国民の安全・安心を確保するとの観点から、それを可能な限り公表することとしたと説明している⁸。

(2) 在日米軍による対応

今般の弾道ミサイル発射事案に際して在日米軍は、現状の沖縄嘉手納基地でのペトリオット PAC-3 の展開に加え、新たに日本海にイージス艦を配備したことから、我が国に落下する弾道ミサイル等の在日米軍による迎撃についても議論された。

在日米軍が我が国に落下する弾道ミサイル等を迎撃する根拠を問われた中曽根外務大臣は、我が国に対する弾道ミサイルの発射が武力攻撃事態において行われる場合には、米軍が当該弾道ミサイルを迎撃することは、日米安保条約第5条に基づく集団的自衛権の行使として認められると説明した。一方、武力攻撃事態以外で弾道ミサイル等が我が国領域に着弾する蓋然性が高い場合については、日米安保条約第5条に基づく迎撃ではなく、我が国領域における国民の生命又は財産に生じ得る重大な被害を回避するために、米軍が我が国の意向を踏まえた形での協力として弾道ミサイル等を迎撃することであり、国際法上何らの問題もないとの見解を示した⁹。

(3) 北朝鮮のミサイル発射に係る防衛省の評価

北朝鮮のミサイルは、4月5日11時30分に北朝鮮北東部沿岸地域のテポドン地区から1発発射され、同ミサイルの1段目は日本海に落下し、2段目以降の部分については、我が国上空を通過し、太平洋上に落下したものと推定されている¹⁰。その結果、我が国領域内に落下物はなく、翌6日に防衛大臣より弾道ミサイル等破壊措置の終結命令が発令された。その後5月15日には、防衛省から今般の北朝鮮のミサイル発射について分析した報告書が公表された。

同報告書においては、我が国の安全保障等に与える影響として、北朝鮮は、今回の発射を通じて、所要の技術を検証し得たと考えられるため、将来、更なる長射程化等の弾道ミサイル開発を一層進展させる可能性が高い、長射程の弾道ミサイル実験は、射程の短い他の弾道ミサイルの射程距離の延伸、弾頭重量の増加や命中精度の向上にも資するものと考えられるため、今回の発射が、ノドン等北朝鮮が保有するその他の弾道ミサイルの性能の向上につながる可能性が考えられる、今回の発射により北朝鮮の弾道ミサイル開発の進展にともない、これまで弾道ミサイルに関する協力が指摘されている国々に対する弾

道ミサイル本体等の更なる移転・拡散が一層懸念されることが挙げられている。

また、ミサイル発射の前日4日には、ミサイルが発射されていないにもかかわらず、千葉県飯岡の新型警戒管制レーダー（FPS-5）が何らかの航跡を探知したとの情報を受けて、また、米軍からの早期警戒情報（SEW）を受けていないにもかかわらず、官邸危機管理センターに発射の誤情報が伝達され、国民にも情報が伝えられた誤探知事案が発生した。この事案に対する認識を問われた浜田防衛大臣は、ヒューマンエラーであり、チェックが足らなかったことを率直に認め¹¹、原因の究明について検証を行い、システム全体を考えていくと明言した¹²。

（４）今後のミサイル防衛態勢の整備

北朝鮮の弾道ミサイルについては、直接日本を射程内に収めるノドンミサイル（射程1,300 km程度）が90発から200発程度配備されているといわれている。そのため、同時に多数の弾道ミサイルが我が国に発射された場合の対応についても議論となった。

政府は、従前の試験結果等から考えて、我が国領域に飛来する射程1,000 km級の弾道ミサイルへの対処については、技術的信頼性は高く、また、多目標対処を念頭に置いた多層防衛システムを採用していることから、複数の弾道ミサイルが我が国に連射された場合においても対処は可能であると説明した。他方、ミサイルが集中的に発射されたり、同時に多方面に発射されるケースには対処し得ないことを認めた¹³。

また、現在、日米間で開発中の新型迎撃ミサイルのほかに、米国で配備が開始された新型の終末段階高高度地域防衛（THAAD）ミサイルの導入も検討すべきとの指摘がなされたが、浜田防衛大臣は、今あるSM3、PAC-3で対処することが前提であるが、それ以上のものを想定することになれば米国との間で話し合いをするべき事柄であると、今後の検討自体は否定しなかった¹⁴。

（５）敵基地攻撃問題

今回のミサイル発射事案を踏まえ、我が国が発射基地を攻撃する能力を保有すべきであるとの、いわゆる「敵基地攻撃能力（策源地攻撃能力）」に関する議論も行われた。この敵基地攻撃能力の保有について、本年末にも予定されている「防衛計画の大綱」の見直しの際に盛り込む可能性について問われた麻生総理大臣は、敵基地攻撃能力の保持を盛り込むべきであるとの議論があることは承知しているが、「防衛計画の大綱」の見直しは、議論の途中でもあり、今の段階であらかじめ予断をもって答えることは差し控えると答弁した¹⁵。

また、数百発ともいわれるノドンミサイルが地中深くにあり、核兵器を6～8個保有しているといわれている中で、敵基地攻撃能力を持つことが、どの程度現実的なものであるか問われた浜田防衛大臣は、他の手段がないと認められる場合に限っては敵の基地を攻撃することも憲法で認める自衛の範囲に含まれるとの従来からの政府見解を示した上で、現実の自衛隊の装備体系の在り方として、我が国に誘導弾攻撃が行われるような場合にほかに全く支援を受ける手立てがないというような事態は現実問題として起こり難く、我が国

は日米安全保障体制下で日米間の適切な役割分担によっており、敵基地攻撃を目的とした装備体系の保有は現時点では考えていないと明言した。一方で、当該装備体系の保有は政治的判断が必要なものであり、国会等において幅広い議論が行われることは重要であるとの認識も示している¹⁶。

(6) 貨物検査法案

2006年10月に続いて本年5月25日に北朝鮮が行った2回目の地下核実験に対して、国連安保理は、6月12日、北朝鮮に出入りする船舶等について、大量破壊兵器関連物資等の禁輸対象貨物の検査を加盟国に要請すること等を内容とする決議1874を採択した。これを受けて日本政府も、当該決議の実効性を確保するため、「北朝鮮特定貨物検査特別措置法案」を7月7日に衆議院に提出した。本法案は、衆議院海賊対策等特別委員会に付託、7月14日に衆議院で可決され参議院に送付されたものの、7月13日に参議院で内閣総理大臣問責決議が可決されたこと等を理由に野党側が審査に応じず、同月21日の衆議院解散により審査未了、廃案となった。

本法案は、決議1874等を踏まえ、北朝鮮特定貨物の検査、提出命令、保管、回航命令等の措置を海上保安庁又は税関に行わせようとするものである。なお、公海上の外国船舶に対する検査、提出命令、回航命令は、それぞれ旗国の同意がなければできないこととされ、検査、提出命令、回航命令に従わなかった者には罰則も科すこととしている。

本法案の衆議院における議論の主なものは、本法案の必要性及び性格、本法案の想定する事態と周辺事態との関係、本法案における海上自衛隊の役割等であった。

まず、本法案の必要性について問われた河村官房長官は、決議1874が加盟国に対して北朝鮮との間の輸出入禁止対象物品を含む貨物の検査、押収、処分等を行うことを要請しているが、現行法の下では、該当する貨物についての検査、提出、保管等の措置を行うことができないため、当該措置を可能とすべく立法措置を講ずることとしたと説明した¹⁷。

次に、本法案は安保理決議の要請を受けての措置であることから、本法案に基づく措置が国連の集団安全保障措置としてのものなのか、又は警察権の行使としてのものなのかについて議論された。この点について、河村官房長官は、本法案に基づく検査等の措置は、国連安保理決議に基づいて行われる国連憲章下の措置であるから、集団安全保障に係る措置の一環として位置付けられる。他方、国内法上の位置付けは、国際法の許容する範囲内で、対象船舶に北朝鮮特定貨物を積載していると認めるに足りる相当の理由があることを要件にして、我が国の警察権の行使として実施するものであるとの認識を示した¹⁸。

また、国連安保理決議の実効性を確保するための船舶検査としては、他に周辺事態船舶検査法もあるが、周辺事態と認定されていなければ同法に基づく船舶検査は実施できない。今般の事態が周辺事態であるか否かについて質された政府は、周辺事態か否かは、規模の問題、事態の態様等を判断しながら決めるもので、今の状況が周辺事態に当たるとは考えていないとの認識を示した¹⁹。

本法案における検査等の措置は、海上保安庁及び税関によって行われるが、海上保安庁のみでは対応することができない特別の事情がある場合において、自衛隊は海上における

警備（海上警備行動）その他の所要の措置をとるものされている。この「特別の事情がある場合」について問われた河村官房長官は、万が一の可能性として、捜査対象船舶から海上保安庁では対応ができないような激しい抵抗を受けるようなケースが想定されるとの認識を示した²⁰。また、自衛隊が海上警備行動において本法案に規定される検査等の措置が実施できるのかとの指摘もなされたが、政府は、これは本法案で新設された海上保安庁の権限であり、自衛隊が本法案に基づく検査等の措置を実施することはないと明言した²¹。

2．防衛省改革

一連の防衛省内における不祥事を受けて進められている防衛省改革について、形骸化した防衛参事官の廃止、防衛大臣補佐官及び防衛会議の設置等を内容とする防衛省設置法等改正案が第171回国会に提出され成立した。同改正案については、防衛参事官の廃止及び防衛大臣補佐官の新設の理由、防衛会議の設置目的等について質疑が行われた。

防衛参事官制度廃止の理由について政府は、防衛省の基本的方針の策定について大臣を補佐する防衛参事官は、固定した分掌にとらわれず、機動的に活用することが期待されているが、同時に、官房長、局長は防衛参事官をもって充てることが法律上定められていた。この結果、官房長、局長は、その所掌する業務への対応が中心となり、防衛参事官として防衛省の所掌事務全般にわたり大臣を補佐するという本来の役割を果たすことが困難である等の問題が生じており、防衛省改革会議報告書の提言を受け、廃止することとしたと説明した²²。また、防衛大臣補佐官の新設は、一連の不祥事を踏まえて、大臣の指揮監督が十分に貫徹していない面があるとの指摘もあり、大臣の補佐体制を強化するためのものであり、その役割は、防衛省の所掌事務に関する重要な事項について、その見識に基づいて大臣に進言し、意見を述べるというものであると説明した²³。

防衛会議の設置について浜田防衛大臣は、従来から訓令等に基づく防衛会議が開催されてきたが、新設する防衛会議は、大臣と主要な補佐者が一堂に会して審議することを通じ、大臣の政策決定及び緊急事態対応を補佐するものであることから、これを法律に明確に位置づけ、より実効的に活用していくと説明した²⁴。

3．在日米軍再編問題

2006年5月に日米安全保障協議委員会（外務・防衛閣僚会議、「2+2」）で取りまとめた「再編実施のための日米ロードマップ」（以下「ロードマップ」という。）のうち、在沖縄海兵隊のグアムへの移転の法的枠組みを定めた「在沖縄海兵隊のグアム移転に係る協定²⁵」（略称）が、本年2月、日米間で署名された。同協定は、衆議院では与党（自民党・公明党）の賛成により承認されたが、野党が過半数を占める参議院では承認されず、憲法第61条の規定により、衆議院の議決が国会の議決となり、承認された。

（1）国会承認条約とすることとした理由

2年前の在日米軍再編特措法案の審議の際には、国会承認の要否について結論が出てい

なかったため、今回国会承認を要することとした理由が質された。政府は、本協定が多年度にわたる財政支出を含む国際約束となることから、大平三原則に基づいて国会承認を得ることが適切と判断したとの見解を示した²⁶。しかし、多年度の事業で財政支出を伴うものであることは既に2年前の時点で分かっていたことから、国会承認条約が必要と判断されるようになった経緯について再度質されたが、政府から明確な答弁はなかった。

他方、米国においては、本協定は議会承認を要さない行政協定とされていることから、協定として均衡を欠くとの指摘があった。これに対して中曽根外務大臣は、本協定を議会承認条約とするか否かは米国自身が決定すべき事項であるとした上で、米国は本協定に署名したことによりグアム移転事業の実施に対して明確なコミットメントを示しており、米国が本協定を行政協定として締結することがグアム移転事業において特段問題になっているとは考えていないとの見解を示した²⁷。これに関連して、政府は、米議会ができるだけ米国の負担を下げ、同盟国の負担を求める姿勢が非常に強いという一般的な傾向がある中で、米国政府が議会承認を求めない行政協定としたと理解しているとの認識を示した²⁸。

なお、仮に政権交代が生じた場合、議会承認を得た協定は引き続き法的拘束力を有するのに対し、政府間合意である行政協定については政府は道義的責任を負うに過ぎないことから、我が国だけが政権交代後も本協定に拘束されることとなり、非対称ではないかとの懸念が示されたが、政府側から明確な答弁は得られなかった²⁹。

(2) 我が国の財政負担(上限28億ドル)の妥当性

本協定で我が国が28億ドルを上限として負担する資金は、2006年4月の日米防衛首脳会談の合意では、司令部庁舎、教場、隊舎及び学校等生活関連施設(「真水事業」)に使用されることになっていたが、平成21年度予算においては、基幹ユーティリティ(電線、上下水道管等の埋設など)の基盤整備事業を行うものとして計上されている。これらの事業は、別途民活事業として行うインフラ整備(電力、上下水道、廃物処理)のものと類似していることもあり、真水事業から逸脱しているのではないかとの指摘がなされた。これについて政府は、平成21年度予算に計上した基盤整備事業は、個々の施設整備を行う際に当然必要となってくる敷地造成、当該敷地内での電線、上下水道管、送信線等の埋設などの基幹ユーティリティの整備及び門やアクセス道路等を整備する事業であり、真水事業として実施すべき性格の事業と考えている、他方、民活事業であるインフラ事業は、海兵隊移転に伴い、電力、上下水、廃棄物の基地内需要の増大に対応するための事業であり、米軍の基地外の事業で、発電施設から基地内に引き込む電力線、上下水道の水源施設から基幹として基地内に引き込んでいくための基地外の施設等を整備するためのものである、基地内の基幹ユーティリティを満たすための真水事業とは性格が異なると説明した³⁰。

28億ドル(2008米会計年度価格)の積算根拠については再三質疑がなされたものの、政府は、ロードマップ合意の時点で、在沖米海兵隊の移転に必要な司令部庁舎、教場、隊舎及び学校等生活関連施設の施設整備所要に着目し、米国側が見積もったものであると述べるにとどまり³¹、更なる具体的な根拠は示さなかった。

また、本協定においては我が国による拠出額(28億ドル)のみが明記されており、米

国側の拠出額が明記されていない点、協定として一方的ではないかとの質疑が行われた。これに対し、中曽根外務大臣は、ロードマップにおいて、米国がグアムへの移転のための施設及び基盤の整備に係る費用の残額を拠出することを日米両政府として再確認していることから、米国側の具体的な金額については協定に明記をしなかった旨の説明を行った³²。加えて、資金拠出に係る米国の協定上の義務については、協定第2条において、米国は、第9条2の規定に従って「グアムにおける施設及び基盤を整備する同政府の事業への資金拠出を含む移転のために必要な措置をとる」としていること、さらには第9条1が「第1条1に規定する日本国の資金の提供は、第2条に規定する措置においてアメリカ合衆国政府による資金の拠出があることを条件とする」としていることを根拠として挙げ、本協定が一方的でないとの認識を示した³³。

なお、中曽根外務大臣は、本協定第2条は、米国政府がグアム移転に係る事業に対して資金の拠出を行うことを義務づけるものである一方、そのための予算措置の時期や資金拠出の態様についてまで規定しているものではなく、仮に米国が2010米会計年度予算にグアム移転に係る事業に関する経費を計上しない事態が生じたとしても、本協定上違反とはならない、他方、そのような事態が生じた場合には、日本国政府は、協定第9条1の規定により、資金の提供を停止することができるとの見解を示した³⁴。

(3) 普天間飛行場の代替施設をめぐる問題

本協定第3条には、グアム移転が普天間代替施設の完成に向けた日本国政府による「具体的な進展」にかかっていること、日本国政府が代替施設を完成する「意図を有する」ことが規定されている。

在沖縄米国総領事が普天間代替施設の建設が実現しない場合は本協定違反になるという発言を行ったことについて見解を求められた中曽根外務大臣は、協定第3条第2文は、ロードマップで既に表明された政治的意思を改めて表明する趣旨のものであり、代替施設建設に係る法的義務を日本国政府に課しているものではない、したがって仮に日本国政府が普天間飛行場の代替施設を建設しない場合であっても、本協定第3条第2文に違反することはなく、米国政府も同様の見解であるとした³⁵。

また、中曽根外務大臣は、第3条の「具体的な進展」について、特定の措置を意味するものではなく、協定発効後に日米両政府の協議を踏まえて判断されるべきものであり、環境影響評価の実施は、具体的な進展の一つとして評価できるものとの見解を示した³⁶。

なお、普天間飛行場を県外移設した場合の抑止力への影響について、浜田防衛大臣は、普天間に所在する輸送用ヘリコプターを中心とする航空部隊については、沖縄に所在する海兵隊の陸上部隊、後方支援部隊と相互に連携した運用が行えるようにこれら部隊の近くに位置する必要がある、抑止力の維持の観点から、海兵隊がその機能を効果的に発揮させるためには代替施設は沖縄県内に建設する必要があるとの認識を示した³⁷。

(4) 「地元負担軽減」と「抑止力維持」をめぐる議論

沖縄からグアムに移転する海兵隊員8,000人という数字は定員であり、移転後は定員約

10,000 人が残ることとなる。しかし、実員ベースでは現在 13,000 人弱とされており、グアム移転が実施されても実際には 3,000 人程度しか削減されないこととなり、地元の負担軽減に対してどのような効果があるのかが質された。これについて政府は、実数は常に変動するものであるが、定員の大幅な削減は、実数の削減に相当大きな意味があると思っている、定員の削減により施設を減らすことができ、施設・区域の統合・返還が可能となる、在日米軍駐留経費の面においても、削減要因となってくると説明した³⁸。

他方、米国政府は海兵隊 27,000 人の増員を決めているが、沖縄の海兵隊が増員される可能性について政府は、沖縄の定員増に使われるものではないと聞いていると否定した³⁹。

4. インド洋におけるテロ対策

昨年 1 月に制定された補給支援特措法⁴⁰は、法の有効期限が平成 21 年 1 月 15 日までであったが、政府は補給支援活動をその後も継続するため、昨年 9 月 29 日、同法を 1 年延長する改正案を衆議院に提出した。同改正案は与党の賛成により衆議院で可決されたが、参議院では野党の反対多数により否決され、衆議院の 3 分の 2 の再可決により成立した。

給油実績は減少する一方で、アフガニスタン国内で日本の NGO の日本人スタッフが殺害されるなどアフガニスタンの治安情勢は悪化しており、治安情勢を好転させるための施策を求める声も広がった。昨年 6 月には、アフガニスタンにおける新たな人的支援の可能性を探るための政府調査団も同国等に派遣されたが、新たな人的支援実現には至っていない。また、情報公開の一環として、我が国の補給艦から補給を受けた艦船名が公表された。

(1) 活動継続の必要性

麻生総理大臣は、就任後初の所信表明演説の中で、補給支援活動の必要性を表明していたが⁴¹、改めて延長の必要性を問われ、補給支援活動は、我が国の国益を懸け、我が国自身のためにしてきた活動でもある、テロとの闘いは依然継続をしており、多くの国が尊い犠牲を出しながらもアフガニスタンでのテロ対策への取組を強化をしている、こうした中、国際社会の一員たる日本が、その活動から手を引く選択肢はないと断言した⁴²。

さらに中曽根外務大臣は、日本が撤退をすれば、我が国はテロとの闘いに消極姿勢に転じたと受け取られかねず、国際社会における我が国の地位や発言力に否定的影響が生じることは避けられない、また、海上阻止活動の全体的な効率にも影響を与えると答弁した⁴³。

年々給油量が減少していることからニーズがなくなっているのではないかとの疑問に対し、浜田防衛大臣は、補給量が減少してきた理由は補給対象艦船が中小規模になっていることである、補給支援活動はインド洋における海上阻止活動の重要な基盤として定着し、各国から高い評価を得ており、海上自衛隊の高い技術と能力による給油活動は、海上阻止活動の作戦効率の向上に大きく寄与するものとして、引き続き各国からのニーズがあるとの認識を示した⁴⁴。

これに対し、艦船の中小化は、活動が沿岸中心になったことを示すもので、海賊対策が主任務になっているのではないかとの指摘がなされている。

(2) 武力行使に関する国際法と憲法の解釈の違い

法制定時の議論において、アフガニスタン国内に展開しているOEF（不朽の自由作戦）やISAF（国際治安支援部隊）の活動は、国際法上武力の行使に当たらないが我が国憲法との関係では慎重な検討が必要との見解を政府は示している⁴⁵。これに対し、国際法上武力の行使に当たらないが我が国憲法上武力の行使に当たるものについて、具体的な例示が求められた。河村官房長官は、集団的自衛権及び安保理決議に基づく措置を例として挙げたが⁴⁶、両者はいずれも国連憲章で認められた武力の行使であり、明解な例示を示せなかった。

(3) 転用防止策

法制定時の議論において、イラク関連活動への転用が議論されたことから、転用防止策について質された。これについて浜田防衛大臣は、補給対象国との間で交換される公文において、補給支援特措法の目的が明記されており、また、新たに協議条項を設け、我が国が補給した燃料等の適正な使用についても必要に応じて協議することとしている、バーレーンに所在する司令部において、海上自衛隊の連絡官が、補給の都度行う確認作業において、補給日時、補給対象艦船の名称、配属部隊、補給量や今後の活動予定について定型化されたフォーマットに記入、記録を行うことにより、テロ対策海上阻止活動に係る任務に従事する艦船であるか否か等について確認をしている、また、補給艦に補給する場合には、補給艦自身及びこの補給艦の再補給先の艦船の活動についても確認を行っており、我が国が補給した燃料の適正な使用について改めて確認をしている、ことから補給支援特措法の趣旨に沿って適切に使用されているとの認識を示した⁴⁷。

(4) 自衛隊の派遣の可能性

米国やNATOがアフガニスタンに軍を派遣していない国に戦費の負担を求めるとした報道や米国が日本に対し、陸上自衛隊（ヘリを含む）や輸送機の派遣を求めているとの報道がなされたこと、また、政府が、昨年6月にアフガニスタン等へ調査団を派遣したことから、報道の真偽や自衛隊の派遣の可能性について質された。

米国等からの要請について麻生総理大臣は、米国は日本がどのような支援を行うかは日本自身が決定する問題だという立場をとっているとして具体的な要請はないとしたものの、多くの国からアフガニスタンに対する支援強化の要請があることは認めた⁴⁸。

1 第170回国会衆議院本会議録第2号5頁（平20.9.29）

2 第171回国会衆議院本会議録第6号4～6頁（平21.1.28）

3 本年6月に成立した「海賊対処法」に関する論議は、本誌295号（平成21年8月1日）の『ソマリア沖・アデン湾における海賊対策として法整備』を参照されたい。

4 北朝鮮によるミサイル発射・核実験の経緯の詳細は、本誌296号（平成21年9月1日）の『北朝鮮の核実

験と国連安保理決議 1874』を参照されたい。

- 5 第 171 回国会衆議院安全保障委員会議録第 2 号 10 頁（平 21.3.13）
- 6 衆議院議員鈴木宗男君提出「北朝鮮による長距離弾道ミサイル発射に対する政府の対応に関する質問」に対する答弁書（平 21.4.14）
- 7 第 171 回国会参議院予算委員会議録第 11 号 26 頁（平 21.3.11）
- 8 参議院議員喜納昌吉君提出「北朝鮮によるミサイル発射に関する質問」に対する答弁書（平 21.4.14）
- 9 第 171 回国会参議院予算委員会議録第 11 号 27 頁（平 21.3.11）
- 10 北朝鮮側は、発射したのは人工衛星であり、軌道に正確に進入させることに成功したと発表しているが、政府はそのような事実は確認されていないと発表している。
- 11 第 171 回国会参議院外交防衛委員会議録第 7 号 2 頁（平 21.4.7）
- 12 第 171 回国会参議院外交防衛委員会議録第 8 号 2 頁（平 21.4.16）。なお、5 月 15 日には、防衛省から、防衛省中央指揮所における SEW の未確認、航空総隊司令部における不正確な情報伝達等の複数の人為的なミスが重なったヒューマンエラーであり、SEW による発射情報の確認の徹底、情報伝達において使用する言葉の徹底・見直し等の再発防衛策を徹底する旨の検証・分析結果が公表された。
- 13 第 171 回国会参議院外交防衛委員会議録第 9 号 14 頁（平 21.4.21）
- 14 第 171 回国会参議院外交防衛委員会議録第 21 号 3 頁（平成 21.6.23）
- 15 第 171 回国会参議院予算委員会議録第 26 号 13 頁（平 21.3.11）
- 16 第 171 回国会参議院外交防衛委員会議録第 15 号 3 頁（平 21.6.2）
- 17 第 171 回国会衆議院海賊対処特別委員会議録第 9 号 7 頁（平 21.7.10）
- 18 第 171 回国会衆議院海賊対処特別委員会議録第 9 号 10 ~ 11 頁（平 21.7.10）
- 19 第 171 回国会衆議院海賊対処特別委員会議録第 9 号 2 頁（平 21.7.10）
- 20 第 171 回国会衆議院海賊対処特別委員会議録第 9 号 3 頁（平 21.7.10）
- 21 第 171 回国会衆議院海賊対処特別委員会議録第 9 号 10 頁（平 21.7.10）
- 22 第 171 回国会衆議院本会議録第 24 号 12 頁（平 21.4.17）
- 23 第 171 回国会衆議院安全保障委員会議録第 7 号 1 頁（平 21.4.28）
- 24 第 171 回国会衆議院本会議録第 24 号 12 頁（平 21.4.17）
- 25 同協定は、日本国政府が第 3 海兵機動展開部隊の要員約 8,000 人等の沖縄からグアムへの移転に際し 28 億ドルを上限とする資金提供を行うこと、米国政府が普天間飛行場代替施設の完成に向けての具体的な進展があることなどを条件に海兵隊のグアム移転に必要な措置を行うこと、米国政府が日本国政府から提供された資金等をグアム移転事業にのみ使用すること等を定めている。
- 26 第 171 回国会参議院外交防衛委員会議録第 9 号 4 頁（平成 21.4.21）
- 27 第 171 回国会衆議院外務委員会議録第 6 号 17 頁（平成 21.4.3）
- 28 第 171 回国会衆議院外務委員会議録第 7 号 42 頁（平成 21.4.8）
- 29 第 171 回国会衆議院外務委員会議録第 6 号 3 ~ 4 頁（平成 21.4.3）
- 30 第 171 回国会衆議院外務委員会議録第 7 号 31 頁（平成 21.4.8）
- 31 第 171 回国会衆議院外務委員会議録第 8 号 18 頁（平成 21.4.10）
- 32 第 171 回国会参議院外交防衛委員会議録第 8 号 13 頁（平成 21.4.16）
- 33 第 171 回国会衆議院外務委員会議録第 6 号 18 頁（平成 21.4.3）
- 34 第 171 回国会衆議院外務委員会議録第 8 号 7 頁（平成 21.4.10）
- 35 第 171 回国会衆議院外務委員会議録第 8 号 7 頁（平成 21.4.10）
- 36 第 171 回国会衆議院外務委員会議録第 6 号 6 頁（平成 21.4.3）
- 37 第 171 回国会参議院外交防衛委員会議録第 11 号 29 頁（平成 21.5.12）

- 38 第 171 回国会衆議院外務委員会議録第 7 号 29 頁 (平成 21.4.8)
- 39 第 171 回国会参議院外交防衛委員会議録第 8 号 7 頁 (平成 21.4.16)
- 40 正式名称は「テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法」。9.11 米国同時テロに関連した国際テロに対し、インド洋において海上阻止活動を実施している米英等の軍艦船に給油等を実施するためのもの。
- 41 第 170 回国会参議院本会議録第 2 号 3 ~ 4 頁 (平 20.9.29)
- 42 第 170 回国会参議院本会議録第 4 号 20 頁 (平 20.10.03)
- 43 第 170 回国会参議院外交防衛委員会議録第 2 号 24 頁 (平 20.10.28)
- 44 第 170 回国会参議院本会議録第 6 号 5 頁 (平 20.10.22)
- 45 第 168 回国会参議院外交防衛委員会議録第 18 号 3 頁 (平 20.1.10)
- 46 第 170 回国会参議院外交防衛委員会議録第 2 号 7 頁 (平 20.10.28)
- 47 第 170 回国会衆議院テロ対策特別委員会議録第 3 号 16 頁 (平 20.10.17)
- 48 第 170 回国会衆議院テロ対策特別委員会議録第 3 号 4 頁 (平 20.10.17)